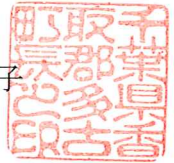


地域農業経営基盤強化促進計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定めたので、同法第19条第8項の規定により公告する。

令和8年3月31日

多古町長 平山 富子



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を更新した地区名
  - (1) 多古・染井地区
  - (2) 島地区
  - (3) 船越地区
  - (4) 牛尾地区
  - (5) 飯笹地区
  - (6) 井戸山・台作地区
  - (7) 出沼・桧木地区
  - (8) 十余三地区
  - (9) 高津原地区
  - (10) 北中地区